

第6 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係

平成23年4月27日付課法2-5ほか2課共同「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第17条の3（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>17の3-2 ……………</p> <p>……………他の連結法人及び当該法人が法人税法第2条第4号に規定する外国法人である場合の同法第138条第1項第1号に規定する本店等……………</p> <p>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>17の3-2 ……………</p> <p>……………他の連結法人……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

二 第18条（被災代替資産等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（同一の用途の判定）</p> <p>18-1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>……………<u>独航機能を有しないものを除く</u>……………</p>	<p>（同一の用途の判定）</p> <p>18-1 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>……………<u>しゅんせつ船及び砂利採取船を含む</u>……………</p> <p>(5) <u>航空機</u>にあつては、航空運送事業用、航空機使用事業用、自家用の区分</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(5) ……<u>運送事業用、自家用の区分</u></p> <p>(注) ……</p> <p>(船舶の貸付けの意義)</p> <p>18-6 ……  <u>裸用船契約</u>に基づく船舶……<u>定期用船契約又は航海用船契約</u>に基づく<u>用船</u>……</p> <p>18-7 <u>削 除</u></p>	<p>(6) ……<u>次に掲げる車両及び運搬具の区分に応じ、それぞれ次に掲げる用途の区分</u></p> <p>イ <u>道路運送車両法第4条(登録の一般的効力)に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車、同法第72条第1項(検査記録)に規定する二輪自動車検査ファイルに登録されている二輪の小型自動車、同項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されている検査対象軽自動車及び同法第97条の3第1項(検査対象外軽自動車の使用の届出等)の規定により車両番号の指定を受けている検査対象外軽自動車</u> <u>運送事業用、自家用の区分</u></p> <p>ロ <u>地方税法第442条の2第1項(軽自動車税の納税義務者等)の規定の適用を受ける小型特殊自動車 農耕作業用、その他の区分</u></p> <p>ハ <u>鉄道事業法第13条第1項(車両の確認)に規定する確認(同条第2項に規定する確認を含む。)を受けた車両 普通鉄道、普通鉄道(新幹線鉄道)、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道、その他の鉄道の区分</u></p> <p>(注) 1 ……  2 <u>地方税法第442条の2第1項の規定の適用を受ける原動機付自転車については、用途の判定を要しない。</u></p> <p>(船舶又は航空機の貸付けの意義)</p> <p>18-6 ……  <u>裸用船(機)契約</u>に基づく船舶又は航空機……<u>定期用船(機)契約</u>又は<u>航海用船(機)契約</u>に基づく<u>用船(機)</u>……</p> <p><u>(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊の意義)</u></p> <p>18-7 <u>震災特例法第18条第1項に規定する「通常の修繕によっては原状回復が</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</p> <p>18-8 ……………</p> <p>……………<u>東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった</u>……………</p> <p>(備) ……………<u>東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった</u>……………</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>18-10 ……………</p> <p>……………<u>同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び</u>……………</p> <p>……………</p>	<p><u>困難な損壊」とは、災害により損壊をした建物又は構築物につき、今後取壊し若しくは除去をせざるを得ない場合又は相当の修繕を行わなければ今後事業の用に供することができないと認められる場合の当該建物又は構築物に係る損壊をいうことに留意する。</u></p> <p>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</p> <p>18-8 ……………</p> <p>……………<u>滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下 18-8 において同じ。）をした</u>……………</p> <p>(備) ……………<u>滅失をした</u>……………</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>18-10 ……………</p> <p>……………<u>その取得等をした同項に規定する被災代替資産等を</u>……………</p> <p>……………</p>

三 第 18 条の 3 ((再投資等準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>18 の 3-1 <u>震災特例法第 18 条の 3 第 1 項第 3 号の減価償却資産のうち</u>に震災特例法、法人税法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該減価償却資産の取得価額の合計額が 3 億円以上かどうかを</p>	<p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>18 の 3-1 <u>震災特例法令第 18 条の 3 第 2 項の減価償却資産のうち</u>に震災特例法、法人税法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該減価償却資産の取得価額の合計額が<u>同項に規定する 3 億円又は</u></p>

<p>判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</p> <p><u>同条第2項第5号イ又はロの減価償却資産の取得価額の合計額が3,000万円又は5,000万円に満たないかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u></p>	<p><u>3,000万円以上かどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</u></p>
---	--

#### 四 第26条(連結法人の被災代替資産等の特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(同一の用途の判定)</p> <p>26-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>.....<u>独航機能を有しないものを除く</u>.....</p> <p>(5) .....<u>運送事業用、自家用の区分</u></p>	<p>(同一の用途の判定)</p> <p>26-1 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>.....<u>しゅんせつ船及び砂利採取船を含む</u>.....</p> <p>(5) <u>航空機にあつては、航空運送事業用、航空機使用事業用、自家用の区分</u></p> <p>(6) .....<u>次に掲げる車両及び運搬具の区分に応じ、それぞれ次に掲げる用途の区分</u></p> <p><u>イ 道路運送車両法第4条(登録の一般的効力)に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車、同法第72条第1項(検査記録)に規定する二輪自動車検査ファイルに登録されている二輪の小型自動車、同項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されている検査対象軽自動車及び同法第97条の3第1項(検査対象外軽自動車の使用の届出等)の規定により車両番号の指定を受けている検査対象外軽自動車 運送事業用、自家用の区分</u></p> <p><u>ロ 地方税法第442条の2第1項(軽自動車税の納税義務者等)の規定の適用を受ける小型特殊自動車 農耕作業用、その他の区分</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) .....</p> <p>(船舶の貸付けの意義)</p> <p>26-6 .....  <u>裸用船契約に基づく船舶</u>.....<u>定期用船契約又は航海用船契約</u>に基  <u>づく用船</u>.....</p> <p>26-7 <u>削 除</u></p> <p>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</p> <p>26-8 .....  .....<u>東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することがで  きなくなった</u>.....</p> <p>(注) .....<u>東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することが</u></p>	<p><u>ハ 鉄道事業法第13条第1項(車両の確認)に規定する確認(同条第2項に  規定する確認を含む。)を受けた車両 普通鉄道、普通鉄道(新幹線鉄道)、  懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上  式鉄道、その他の鉄道の区分</u></p> <p>(注)1 .....</p> <p><u>2 地方税法第442条の2第1項の規定の適用を受ける原動機付自転車につ  いては、用途の判定を要しない。</u></p> <p>(船舶又は航空機の貸付けの意義)</p> <p>26-6 .....  <u>裸用船(機)契約に基づく船舶又は航空機</u>.....<u>定期用船(機)契約  又は航海用船(機)契約に基づく用船(機)</u>.....</p> <p><u>(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊の意義)</u></p> <p>26-7 <u>震災特例法第26条第1項の「第18条第1項に規定する被災区域」に係る  「通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊」とは、災害により損壊をした  建物又は構築物につき、今後取壊し若しくは除去をせざるを得ない場合又は相  当の修繕を行わなければ今後事業の用に供することができないと認められる場  合の当該建物又は構築物に係る損壊をいうことに留意する。</u></p> <p>(建物等と一体的に事業の用に供される附属施設)</p> <p>26-8 .....  .....<u>滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以  下26-8において同じ。)をした</u>.....</p> <p>(注) .....<u>滅失をした</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>できなくなった</u>……………</p> <p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>26-10 ……………</p> <p>……………<u>同項に規定する被災代替資産等の取得等をした日及び</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>26-10 ……………</p> <p>……………<u>その取得等をした同項に規定する被災代替資産等を</u>……………</p> <p>……………</p>

### 五 第 26 条の 3 ((連結法人の再投資等準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>26 の 3-1 ……………</p> <p>……………<u>同条第 6 項第 3 号から第 8 号まで</u>……………</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>26 の 3-2 <u>震災特例法第 26 条の 3 第 1 項第 3 号の減価償却資産のうち</u>に震災特例法、法人税法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該減価償却資産の取得価額の合計額が 3 億円以上かどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</p> <p><u>同条第 6 項第 8 号イ又はロの減価償却資産の取得価額の合計額が 3,000 万円又は 5,000 万円に満たないかどうかを判定する場合においても、同様とする。</u></p>	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>26 の 3-1 ……………</p> <p>……………<u>同条第 6 項第 3 号から第 7 号まで</u>……………</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>26 の 3-2 <u>震災特例法令第 23 条の 3 第 2 項の減価償却資産のうち</u>に震災特例法、法人税法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該減価償却資産の取得価額の合計額が<u>同項に規定する 3 億円又は 3,000 万円</u>以上かどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた減価償却資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</p>

## 六 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の震災特例法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第164号)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成28年財務省令第25号)をいう。)</u>による改正前の震災特例法、震災特例法令及び震災特例法規則の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</p>	<p>(新 設)</p>